

条 例 議 案 の 概 要

—令和5年12月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 213 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 214 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 215 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・	7
議案第 216 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・	32

議案第 213 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第1条及び第2条関係)

区分	現行	改定(5年度)	改定(6年度以降)
6月期	1.65	1.65	1.70
12月期	1.65	1.75	1.70
合計	3.30	3.40	3.40

3 施行期日

- (1) 令和5年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和6年度以降の支給割合改定に係る部分 令和6年4月1日

【第1条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号
改正 略	改正 略
令和5年12月 日条例第 号	
盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)	第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)
第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。	第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の175 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の165 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30
第8条及び第9条 略 附 則 略	第8条及び第9条 略 附 則 略
附 則 (令和5年条例第 号)	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。	
2 第1条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。	
3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。	
別表 略	別表 略

【第2条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 令和5年12月 日条例第 号 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の170 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。 2及び3 略 別表 略	○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号 改正 略 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当) 第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に 100分の175 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 第8条及び第9条 略 附 則 略 別表 略

議案第 214 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第 1 条及び第 2 条関係）

区分	現行	改定（5年度）	改定（6年度以降）
6月期	1.65	1.65	1.70
12月期	1.65	1.75	1.70
合計	3.30	3.40	3.40

3 施行期日

- (1) 令和 5 年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和 6 年度以降の支給割合改定に係る部分 令和 6 年 4 月 1 日

【第1条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p>
<p>改正 略 令和5年12月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p>	<p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p>
<p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とする。</p>	<p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の165」とする。</p>
<p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号）</p>	<p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。</p>	
<p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	

【第2条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>令和5年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の170」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則(令和5年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 215 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするほか、会計年度任用職員に対し、勤勉手当又は奨励手当を支給しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

令和5年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.88%	0.77%	1.07%

イ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、令和5年4月1日から、医療職給料表（1）の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を30万9,200円（現行30万8,600円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

ウ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員等以外

区 分		現 行	改定(5年度)	改定(6年度以降)
6月期	期末手当	1.225	1.225	1.25
	勤勉手当	0.975	0.975	1.00
12月期	期末手当	1.225	1.275	1.25
	勤勉手当	0.975	1.025	1.00
合 計		4.40	4.50	4.50

(4) 定年前再任用短時間勤務職員等

区 分		現 行	改定(5年度)	改定(6年度以降)
6月期	期末手当	0.675	0.675	0.6875

	勤勉手当	0.475	0.475	0.4875
12月期	期末手当	0.675	0.70	0.6875
	勤勉手当	0.475	0.50	0.4875
合 計		2.30	2.35	2.35

- (2) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）及び盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部改正

令和6年度から、会計年度任用職員に対し、奨励手当又は勤勉手当を支給する。（第3条中第18条並びに第21条第2項及び第3項並びに第4条中第27条第2項及び第3項の改正規定関係）

- (3) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

令和5年4月1日から給料月額を改め、その改定率を1.10%とする。（第5条中別表第1の改正規定関係）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第5条中第8条第2項の改正規定及び第6条関係）

区分	現行	改定（5年度）	改定（6年度以降）
6月期	1.65	1.65	1.70
12月期	1.65	1.75	1.70
合計	3.30	3.40	3.40

- (4) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改め、令和6年度から、勤勉手当を次のとおり支給する。（第7条及び第8条関係）

区 分		現 行	改定（5年度）	改定（6年度以降）
6月期	期末手当	1.275	1.275	1.25
	勤勉手当	—	—	1.00
12月期	期末手当	1.275	1.325	1.25
	勤勉手当	—	—	1.00
合 計		2.55	2.60	4.50

3 施行期日

- (1) 2－(1)ア・イ及び2－(3)ア並びに2－(1)ウ、2－(3)イ及び2－(4)（いずれも令和5年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日

(2) 2－(1)ウ、2－(3)イ及び2－(4) (いずれも令和6年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。)並びに2－(2) 令和6年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略 令和5年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 医療職給料表(別表第2) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万9,200円 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の70」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定す</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 医療職給料表(別表第2) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条から第17条まで 略 第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万8,600円 (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 第18条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>る合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>
<p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p>	<p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略</p>
<p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>第33条の6から第37条まで 略 附 則 略</p>	<p>第33条の6から第37条まで 略 附 則 略</p>
<p>附 則（令和5年条例第 号） （施行期日等）</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定並びに第7条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第2項の規定は同年12月1日から適用する。</p>	
<p>（令和5年4月1日以前の異動者の号給の調整）</p>	
<p>3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	
<p>（給与の内払）</p>	
<p>4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第7条の規定による改正前の盛岡市会計年度</p>	

改正後

改正前

任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	163,40	209,70	242,90	273,90	298,00	326,00	368,80	414,00
		0	0	0	0	0	0	0	0
	2	164,50	211,40	244,50	275,60	300,10	328,20	371,40	416,40
		0	0	0	0	0	0	0	0
	3	165,70	213,10	245,90	277,10	302,10	330,40	373,80	418,90
		0	0	0	0	0	0	0	0
	4	166,80	214,70	247,30	278,70	304,00	332,40	376,20	421,30
		0	0	0	0	0	0	0	0
	5	167,90	216,20	248,50	280,20	305,90	334,40	378,10	423,20
		0	0	0	0	0	0	0	0
	6	169,00	218,00	250,10	281,90	307,70	336,50	380,70	425,40
		0	0	0	0	0	0	0	0
	7	170,10	219,70	251,60	283,70	309,30	338,40	383,00	427,50
		0	0	0	0	0	0	0	0
	8	171,20	221,40	253,00	285,60	310,90	340,30	385,50	429,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	9	172,20	222,90	254,20	287,30	312,50	342,20	387,90	431,60
		0	0	0	0	0	0	0	0
	10	173,70	224,50	255,60	289,20	314,80	344,20	390,60	433,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	11	175,00	226,00	257,10	291,00	317,00	346,20	393,20	435,90
		0	0	0	0	0	0	0	0
	12	176,30	227,50	258,40	292,80	319,00	348,30	395,80	437,80
		0	0	0	0	0	0	0	0
	13	177,50	228,80	259,70	294,70	321,00	350,10	398,10	439,50
	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	179,00	230,30	260,90	296,30	323,00	352,10	400,40	441,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	180,50	231,80	262,10	297,70	325,00	354,00	402,70	443,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	182,10	233,20	263,30	299,10	326,90	355,90	405,00	445,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	183,20	234,70	264,60	300,60	328,80	357,70	406,80	447,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	184,70	236,20	265,90	302,60	330,80	359,70	408,70	448,80	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	186,10	237,70	267,20	304,70	332,70	361,50	410,60	450,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	187,50	239,10	268,50	306,50	334,60	363,40	412,50	452,30	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	188,80	240,30	269,90	308,20	336,40	365,30	414,30	454,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	191,10	241,90	271,40	310,10	338,40	367,20	416,10	455,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	193,30	243,50	273,10	312,00	340,40	369,20	417,90	457,10	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	195,60	244,90	274,60	313,90	342,30	371,10	419,70	458,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	197,80	245,90	276,20	315,60	343,70	373,00	421,30	460,00	
	0	0	0	0	0	0	0	0	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	151,40	200,20	236,40	268,30	293,30	322,10	366,20	411,80
		0	0	0	0	0	0	0	0
	2	152,50	202,00	238,10	270,10	295,50	324,30	368,80	414,20
		0	0	0	0	0	0	0	0
	3	153,70	203,80	239,60	271,60	297,60	326,60	371,20	416,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	4	154,80	205,70	241,10	273,40	299,60	328,80	373,80	419,10
		0	0	0	0	0	0	0	0
	5	155,90	207,20	242,40	275,10	301,50	331,00	375,70	421,00
		0	0	0	0	0	0	0	0
	6	157,00	209,00	244,00	276,90	303,50	333,10	378,30	423,40
		0	0	0	0	0	0	0	0
	7	158,10	210,80	245,50	278,70	305,30	335,30	380,60	425,50
		0	0	0	0	0	0	0	0
	8	159,20	212,60	247,00	280,80	306,90	337,50	383,10	427,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	9	160,20	214,20	248,20	282,70	308,80	339,40	385,50	429,70
		0	0	0	0	0	0	0	0
	10	161,70	216,10	249,70	284,70	311,20	341,60	388,30	431,80
		0	0	0	0	0	0	0	0
	11	163,00	217,90	251,20	286,60	313,40	343,60	390,90	434,00
		0	0	0	0	0	0	0	0
	12	164,30	219,70	252,50	288,50	315,70	345,90	393,60	436,10
		0	0	0	0	0	0	0	0
	13	165,50	221,10	254,00	290,50	317,80	347,70	396,00	437,80
	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	167,00	222,90	255,20	292,30	319,90	349,70	398,30	439,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	168,50	224,60	256,50	293,80	322,20	351,70	400,60	441,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	170,10	226,40	257,70	295,20	324,30	353,70	403,00	443,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	171,20	228,10	259,10	297,00	326,20	355,50	404,80	445,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	172,70	229,80	260,50	299,00	328,20	357,50	406,80	447,40	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	174,10	231,40	261,90	301,20	330,20	359,30	408,70	449,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	175,50	232,90	263,40	303,20	332,20	361,20	410,60	450,90	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	176,80	234,20	265,00	305,10	334,00	363,10	412,50	452,70	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	179,30	235,80	266,70	307,20	336,10	365,00	414,30	454,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	181,80	237,50	268,40	309,20	338,10	367,10	416,10	455,70	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	184,40	239,00	270,00	311,40	340,20	369,00	418,00	457,20	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	186,80	240,00	271,80	313,10	341,60	371,00	419,80	458,60	
	0	0	0	0	0	0	0	0	

改正後										改正前									
26	199,50	247,40	277,90	317,60	345,70	374,90	422,80	461,30	0	26	188,50	241,50	273,60	315,20	343,60	372,90	421,30	459,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	201,00	248,70	279,50	319,60	347,60	376,80	424,40	462,60	0	27	190,10	242,80	275,30	317,20	345,50	374,90	422,90	461,20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	202,50	249,80	281,10	321,50	349,50	378,80	425,90	463,80	0	28	191,80	244,00	277,00	319,20	347,40	377,00	424,50	462,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	204,00	250,90	282,80	323,20	351,10	380,30	427,40	464,80	0	29	193,30	245,20	278,70	320,90	349,00	378,50	426,10	463,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	205,50	251,90	284,30	325,30	353,00	382,10	428,60	465,50	0	30	195,10	246,20	280,40	323,00	350,90	380,30	427,40	464,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	206,90	252,80	285,80	327,30	354,80	383,90	429,90	466,30	0	31	196,90	247,20	282,20	325,10	352,80	382,10	428,70	464,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	208,30	253,80	287,30	329,30	356,70	385,50	431,10	467,00	0	32	198,60	248,30	283,70	327,20	354,70	383,70	429,90	465,60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	209,70	254,70	288,40	330,50	358,50	387,20	432,30	467,70	0	33	200,20	249,40	284,90	328,40	356,60	385,50	431,10	466,30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	211,00	255,60	290,00	332,50	360,30	388,60	433,60	468,60	0	34	201,60	250,30	286,60	330,40	358,40	386,90	432,40	467,20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	212,30	256,40	291,60	334,50	362,00	390,10	435,00	469,30	0	35	203,10	251,20	288,30	332,40	360,20	388,50	433,80	467,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	213,70	257,30	293,10	336,50	363,70	391,50	436,20	469,90	0	36	204,70	252,20	290,00	334,50	361,90	390,10	435,00	468,50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	215,00	258,00	294,50	338,40	365,10	392,90	437,40	470,40	0	37	206,00	253,10	291,60	336,40	363,30	391,50	436,20	469,00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	216,20	259,10	296,10	340,30	366,40	394,10	438,20	471,00	0	38	207,30	254,40	293,30	338,30	364,60	392,70	437,00	469,60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	217,40	260,20	297,70	342,20	367,80	395,30	439,00	471,60	0	39	208,50	255,60	295,10	340,30	366,10	393,90	437,80	470,20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	218,50	261,40	299,30	344,10	369,20	396,30	439,80	472,20	0	40	209,80	257,00	296,90	342,20	367,50	395,00	438,60	470,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	219,60	262,50	300,80	346,00	370,30	397,40	440,40	472,70	0	41	211,10	258,30	298,40	344,20	368,80	396,10	439,20	471,30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	220,70	263,70	302,50	347,90	371,20	398,60	441,10	473,20	0	42	212,40	259,70	300,20	346,10	369,70	397,30	439,90	471,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	221,70	264,80	304,00	349,70	372,20	399,70	441,80	473,60	0	43	213,70	260,90	301,70	347,90	370,80	398,50	440,60	472,20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	222,70	265,90	305,50	351,50	373,30	400,90	442,50	473,90	0	44	215,00	262,10	303,30	349,80	371,90	399,70	441,30	472,50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	223,70	267,00	307,10	353,00	374,10	401,60	443,30	474,20	0	45	216,20	263,20	304,90	351,30	372,70	400,40	442,10	472,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	224,60	268,10	308,70	354,40	375,00	402,30	444,10	474,50	0	46	217,50	264,40	306,60	352,70	373,60	401,10	442,90	473,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	225,50	269,20	310,30	355,80	375,90	403,00	444,50	474,80	0	47	218,80	265,70	308,20	354,20	374,50	401,80	443,30	473,40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	226,40	270,30	311,90	357,40	376,70	403,70	445,30	475,10	0	48	220,10	266,90	310,00	355,80	375,40	402,50	444,10	473,70	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	227,30	271,30	312,80	358,90	377,50	404,20	445,80	475,40	0	49	221,10	268,00	310,90	357,40	376,30	403,10	444,60	474,00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	228,20	272,30	314,30	359,70	378,40	404,80	446,20	475,70	0	50	222,20	269,00	312,40	358,20	377,20	403,70	445,00	474,30	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	229,10	273,30	315,80	360,70	379,20	405,30	446,60	476,00	0	51	223,20	270,20	313,90	359,40	378,00	404,20	445,40	474,60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	230,00	274,20	317,40	361,70	379,90	405,70	447,00	476,30	0	52	224,20	271,30	315,50	360,40	378,80	404,60	445,80	474,90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	230,80	275,10	319,00	362,60	380,60	406,10	447,40	476,60	0	53	225,20	272,30	317,10	361,30	379,50	405,00	446,20	475,20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	231,70	276,00	320,60	363,70	381,30	406,40	447,80	476,90	0	54	226,10	273,30	318,70	362,40	380,20	405,30	446,60	475,50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	232,70	276,90	322,10	364,60	382,00	406,70	448,20	477,20	0	55	227,10	274,40	320,30	363,30	380,90	405,60	447,00	475,80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	233,50	277,80	323,70	365,60	382,70	407,00	448,50	477,50	0	56	228,00	275,50	321,90	364,40	381,60	405,90	447,30	476,10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後								改正前							
57	233,80	278,70	325,10	366,50	383,20	407,30	448,80	57	228,30	276,40	323,40	365,30	382,10	406,20	447,60
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
58	234,60	279,70	326,30	367,30	383,80	407,60	449,20	58	229,10	277,50	324,60	366,10	382,70	406,50	448,00
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
59	235,30	280,60	327,40	368,00	384,40	407,90	449,50	59	229,80	278,40	325,80	366,80	383,30	406,80	448,30
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
60	235,90	281,50	328,50	368,60	385,10	408,20	449,80	60	230,50	279,50	327,00	367,50	384,00	407,10	448,60
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
61	236,50	282,50	329,20	369,00	385,50	408,50	450,10	61	231,20	280,60	327,70	367,90	384,40	407,40	448,90
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
62	237,20	283,50	330,10	369,60	386,20	408,80		62	232,00	281,60	328,60	368,50	385,10	407,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
63	237,80	284,40	330,90	370,30	386,80	409,10		63	232,70	282,50	329,40	369,20	385,70	408,00	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
64	238,30	285,30	331,70	371,00	387,40	409,40		64	233,30	283,50	330,20	369,90	386,30	408,30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
65	238,80	285,80	332,50	371,30	387,80	409,70		65	233,90	284,00	331,10	370,20	386,70	408,60	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
66	239,30	286,50	332,90	372,00	388,40	410,00		66	234,50	284,90	331,50	370,90	387,30	408,90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
67	239,90	287,20	333,60	372,70	389,00	410,30		67	235,20	285,60	332,30	371,60	387,90	409,20	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
68	240,50	288,10	334,30	373,30	389,70	410,60		68	235,90	286,50	333,10	372,30	388,60	409,50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
69	241,00	289,20	335,10	373,60	390,10	410,80		69	236,60	287,60	333,90	372,60	389,00	409,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
70	241,50	290,00	335,80	374,20	390,60	411,10		70	237,20	288,40	334,60	373,20	389,50	410,00	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
71	242,00	290,80	336,50	374,90	391,10	411,40		71	237,70	289,20	335,30	373,90	390,00	410,30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
72	242,50	291,60	337,10	375,50	391,70	411,80		72	238,40	290,00	336,00	374,50	390,60	410,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
73	243,00	292,30	337,60	375,80	392,00	412,00		73	239,10	290,80	336,50	374,80	390,90	410,90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
74	243,50	292,80	338,20	376,40	392,40	412,30		74	239,70	291,30	337,10	375,40	391,30	411,20	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
75	243,90	293,20	338,70	377,10	392,80	412,60		75	240,30	291,70	337,60	376,10	391,70	411,50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
76	244,40	293,60	339,30	377,70	393,20	412,80		76	240,80	292,20	338,20	376,70	392,10	411,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
77	244,90	293,80	339,60	378,20	393,50	413,00		77	241,40	292,40	338,50	377,20	392,40	411,90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
78	245,40	294,10	340,10	378,70	393,80			78	242,10	292,70	339,00	377,70	392,70		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
79	245,90	294,30	340,50	379,30	394,10			79	242,80	292,90	339,40	378,30	393,00		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
80	246,40	294,60	340,90	379,80	394,30			80	243,30	293,30	339,90	378,80	393,30		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
81	246,80	294,80	341,30	380,30	394,50			81	243,80	293,50	340,30	379,30	393,50		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
82	247,40	295,00	341,80	380,90	394,80			82	244,50	293,70	340,80	379,90	393,80		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
83	247,80	295,30	342,30	381,40	395,10			83	245,10	294,10	341,30	380,40	394,10		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
84	248,20	295,50	342,80	381,70	395,30			84	245,60	294,40	341,80	380,70	394,30		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
85	248,60	295,80	343,10	382,10	395,50			85	246,10	294,70	342,10	381,10	394,50		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
86	249,00	296,10	343,50	382,60	395,80			86	246,70	295,00	342,50	381,60	394,80		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
87	249,40	296,40	344,00	383,00	396,10			87	247,30	295,30	343,00	382,00	395,10		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		

改正後						改正前					
88	249,80	296,70	344,50	383,40	396,30	88	247,80	295,70	343,50	382,40	395,30
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
89	250,20	297,00	344,80	383,80	396,50	89	248,30	296,00	343,80	382,80	395,50
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
90	250,70	297,40	345,20	384,30	396,80	90	248,80	296,40	344,20	383,30	395,80
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
91	251,00	297,70	345,70	384,70	397,10	91	249,10	296,70	344,70	383,70	396,10
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
92	251,30	298,10	346,10	385,10	397,30	92	249,50	297,10	345,10	384,10	396,30
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
93	251,60	298,30	346,30	385,40	397,50	93	249,80	297,30	345,30	384,40	396,50
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
94		298,50	346,70	385,90	397,80	94		297,50	345,70	384,90	396,80
		0	0	0	0			0	0	0	0
95		298,80	347,20	386,30	398,10	95		297,80	346,20	385,30	397,10
		0	0	0	0			0	0	0	0
96		299,20	347,60	386,70	398,30	96		298,20	346,60	385,70	397,30
		0	0	0	0			0	0	0	0
97		299,50	347,80	387,00	398,50	97		298,50	346,80	386,00	397,50
		0	0	0	0			0	0	0	0
98		299,80	348,20	387,50		98		298,80	347,20	386,50	
		0	0	0				0	0	0	
99		300,20	348,60	387,90		99		299,20	347,60	386,90	
		0	0	0				0	0	0	
100		300,60	348,90	388,30		100		299,60	347,90	387,30	
		0	0	0				0	0	0	
101		300,80	349,20	388,60		101		299,80	348,20	387,60	
		0	0	0				0	0	0	
102		301,10	349,60			102		300,10	348,60		
		0	0					0	0		
103		301,50	350,00			103		300,50	349,00		
		0	0					0	0		
104		301,80	350,40			104		300,80	349,40		
		0	0					0	0		
105		302,00	350,90			105		301,00	349,90		
		0	0					0	0		
106		302,30	351,30			106		301,30	350,30		
		0	0					0	0		
107		302,70	351,70			107		301,70	350,70		
		0	0					0	0		
108		303,00	352,10			108		302,00	351,10		
		0	0					0	0		
109		303,20	352,60			109		302,20	351,60		
		0	0					0	0		
110		303,60	353,00			110		302,60	352,00		
		0	0					0	0		
111		304,00	353,30			111		303,00	352,30		
		0	0					0	0		
112		304,30	353,60			112		303,30	352,60		
		0	0					0	0		
113		304,50	354,10			113		303,50	353,10		
		0	0					0	0		
114		304,70				114		303,70			
		0						0			
115		305,00				115		304,00			
		0						0			
116		305,40				116		304,40			
		0						0			
117		305,60				117		304,60			
		0						0			
118		305,80				118		304,80			
		0						0			

改正後								
119		306,10						
		0						
120		306,40						
		0						
121		306,80						
		0						
122		307,00						
		0						
123		307,30						
		0						
124		307,60						
		0						
125		307,90						
		0						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	190,40	218,10	258,50	278,10	293,30	319,00	361,20	394,70
	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

改正前								
119		305,10						
		0						
120		305,40						
		0						
121		305,80						
		0						
122		306,00						
		0						
123		306,30						
		0						
124		306,60						
		0						
125		306,90						
		0						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,40	217,10	257,50	277,10	292,30	317,90	360,00	393,40
	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

改正後					改正前				
36	367,800	429,600	483,300	542,100	36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	369,700	431,500	485,400	543,700	37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	371,900	433,500	487,100	545,300	38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	374,000	435,300	488,900	546,700	39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	376,000	437,200	490,700	548,300	40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	378,000	439,000	492,300	549,800	41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	378,700	440,700	494,100	551,200	42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	379,300	442,400	495,900	552,600	43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	380,000	444,200	497,500	553,900	44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	380,900	446,000	498,900	555,100	45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	382,200	447,800	500,600	556,100	46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	383,500	449,500	502,400	557,100	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	384,800	451,200	504,100	558,100	48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	385,600	452,800	505,600	559,100	49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	386,400	454,500	506,900	560,000	50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	387,200	456,200	508,200	560,900	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	387,700	457,900	509,500	561,800	52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	388,500	459,800	510,500	562,600	53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	389,300	461,000	511,800	563,500	54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	390,000	462,200	513,100	564,400	55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	390,700	463,400	514,400	565,300	56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	391,400	464,400	515,400	566,200	57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	392,300	465,400	516,200	567,100	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	393,000	466,300	517,000	568,000	59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	393,600	467,100	517,800	568,700	60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	394,100	467,900	518,700	569,600	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	394,600	468,600	519,500	570,500	62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	395,000	469,300	520,400	571,400	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	395,400	469,900	521,200	572,300	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	395,700	470,600	522,100	573,200	65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		471,300	523,000		66		469,700	521,400	
67		471,900	523,700		67		470,400	522,100	
68		472,500	524,600		68		471,000	523,000	
69		472,800	525,500		69		471,300	523,900	
70		473,400	526,300		70		472,000	524,700	
71		474,100	527,200		71		472,700	525,600	
72		474,800	528,100		72		473,400	526,500	
73		475,200	528,900		73		473,800	527,300	
74		475,800	529,800		74		474,400	528,200	
75		476,500	530,700		75		475,100	529,100	
76		477,200	531,400		76		475,800	529,800	
77		477,600	532,200		77		476,200	530,600	
78		478,200	533,100		78		476,800	531,500	
79		478,800	534,000		79		477,400	532,400	
80		479,300	534,900		80		477,900	533,300	
81		479,900	535,700		81		478,500	534,100	
82		480,400	536,600		82		479,000	535,000	
83		480,900	537,500		83		479,500	535,900	
84		481,400	538,400		84		480,000	536,800	
85		481,800	539,200		85		480,400	537,600	
86		482,400	540,100		86		481,000	538,500	
87		482,800	541,000		87		481,400	539,400	
88		483,300	541,900		88		481,900	540,300	
89		483,800	542,700		89		482,400	541,100	
90		484,400			90		483,000		
91		485,000			91		483,600		
92		485,400			92		484,000		
93		485,900			93		484,500		
94		486,500			94		485,100		
95		487,100			95		485,700		
96		487,600			96		486,300		

改正後					
	97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
1		184,900	212,700	255,700	274,700	296,300	335,800
2		186,300	214,600	257,100	275,600	297,900	337,800
3		187,900	216,600	258,600	276,400	299,500	339,800
4		189,300	218,500	260,100	277,200	301,100	341,800
5		190,800	220,500	261,300	277,800	302,400	343,800
6		192,300	222,400	262,100	278,700	304,100	346,000
7		193,800	224,200	262,900	279,400	305,700	348,000
8		195,300	225,900	263,600	280,300	307,400	350,000
9		196,500	227,600	264,300	281,200	309,000	351,500
10		198,200	229,000	265,000	281,800	310,400	353,500
11		199,900	230,400	265,800	282,700	311,600	355,400
12		201,400	231,300	266,500	283,600	312,900	357,500
13		202,800	232,700	267,400	284,500	314,100	359,400
14		204,800	233,700	268,300	285,400	315,800	361,400
15		206,900	234,700	269,100	286,400	317,400	363,400
16		208,900	235,600	270,000	287,300	319,000	365,400
17		211,000	236,700	270,500	288,300	320,500	367,300
18		213,000	238,100	271,300	289,300	322,000	369,400
19		215,100	239,600	272,100	290,300	323,500	371,500
20		217,100	240,700	272,900	291,400	325,000	373,500
21		219,000	241,800	273,600	292,700	326,400	375,200
22		220,800	243,400	274,300	294,100	327,800	377,300
23		222,500	245,100	275,000	295,400	329,300	379,500
24		224,200	246,500	275,800	296,600	330,700	381,500
25		225,500	247,700	276,700	297,700	332,100	383,400
26		226,800	249,100	277,400	299,100	333,500	385,000
27		227,900	250,500	278,200	300,500	335,000	386,800
28		228,900	251,800	279,000	301,900	336,400	388,600
29		230,100	253,200	280,000	302,900	337,500	390,400
30		230,900	254,200	281,100	304,300	339,000	392,100
31		231,700	255,000	282,500	305,600	340,400	394,000
32		232,400	255,700	283,700	306,800	341,900	395,700
33		233,500	256,600	285,000	308,000	343,400	397,400
34		234,700	257,500	286,300	309,400	344,900	399,100
35		235,800	258,400	287,400	310,800	346,500	401,000
36		236,800	259,100	288,600	312,200	348,000	402,700
37		237,900	259,800	290,000	313,600	349,600	404,300
38		239,200	260,700	291,100	314,900	351,200	406,000
39		240,500	261,600	292,200	316,300	352,700	407,800
40		241,700	262,500	293,300	317,700	354,200	409,600
41		242,500	262,900	294,300	319,200	355,400	411,100
42		243,500	263,700	295,500	320,600	357,000	412,700
43		244,500	264,500	296,700	322,000	358,500	414,200
44		245,500	265,200	297,900	323,400	359,900	415,500
45		246,500	266,000	299,000	324,200	361,300	416,600
46		247,600	266,700	300,300	325,600	362,300	417,700
47		248,500	267,400	301,600	327,000	363,700	418,800
48		249,300	268,100	302,900	328,500	365,000	420,000
49		250,100	268,800	304,000	329,600	366,300	421,300

改正前					
	97		486,800		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
1		171,300	198,700	245,700	268,000	290,900	333,100
2		172,700	200,600	247,500	268,900	292,600	335,200
3		174,300	202,600	249,300	269,800	294,200	337,200
4		175,700	204,500	251,200	270,700	296,000	339,400
5		177,100	206,600	252,600	271,300	297,600	341,400
6		178,600	208,700	253,900	272,300	299,400	343,600
7		180,100	210,900	255,000	273,000	301,100	345,700
8		181,600	213,000	256,300	273,900	302,900	347,800
9		182,800	215,000	257,100	275,000	304,600	349,300
10		184,500	216,400	258,000	275,600	306,200	351,300
11		186,200	217,900	258,900	276,600	307,500	353,200
12		187,700	219,100	259,700	277,600	308,800	355,300
13		189,100	220,500	260,900	278,600	310,300	357,200
14		191,100	221,900	261,900	279,600	312,000	359,300
15		193,100	223,400	262,700	280,700	313,800	361,400
16		195,100	224,600	263,600	281,800	315,600	363,400
17		197,200	226,000	264,100	283,100	317,300	365,400
18		199,200	227,500	265,000	284,300	318,900	367,500
19		201,200	229,100	265,800	285,300	320,600	369,600
20		203,200	230,600	266,600	286,500	322,400	371,700
21		205,200	231,700	267,500	288,000	323,800	373,400
22		207,200	233,400	268,200	289,600	325,300	375,500
23		209,300	235,100	269,100	291,000	326,800	377,700
24		211,400	236,700	269,900	292,300	328,300	379,700
25		213,000	238,000	271,000	293,400	329,700	381,700
26		214,300	239,800	271,800	295,000	331,100	383,300
27		215,500	241,500	272,700	296,700	332,700	385,200
28		216,800	243,200	273,700	298,200	334,300	387,100
29		218,100	244,800	274,900	299,200	335,400	389,000
30		219,200	246,200	276,100	300,700	336,900	390,700
31		220,500	247,500	277,600	302,100	338,300	392,600
32		221,600	248,600	278,900	303,600	339,800	394,400
33		222,900	249,700	280,500	305,000	341,400	396,100
34		224,200	250,800	281,900	306,500	342,900	397,800
35		225,500	251,700	283,100	308,100	344,600	399,700
36		226,800	252,700	284,300	309,700	346,100	401,400
37		228,000	253,400	285,800	311,100	347,800	403,000
38		229,400	254,400	287,000	312,500	349,400	404,700
39		230,700	255,300	288,400	313,900	350,900	406,500
40		232,100	256,300	289,700	315,500	352,500	408,300
41		233,000	256,700	290,700	317,000	353,700	409,800
42		234,400	257,600	292,000	318,400	355,300	411,400
43		235,700	258,400	293,300	319,800	356,800	412,900
44		237,100	259,100	294,700	321,400	358,200	414,200
45		238,300	260,000	296,000	322,200	359,800	415,300
46		239,800	260,700	297,400	323,600	360,800	416,400
47		241,100	261,600	298,900	325,000	362,300	417,500
48		242,400	262,400	300,500	326,500	363,600	418,700
49		243,300	263,200	301,600	327,600	365,000	420,000

改正後								改正前							
50	251,000	269,600	305,200	330,900	367,800	422,400		50	244,400	264,100	302,900	329,000	366,500	421,100	
51	251,900	270,300	306,400	332,200	369,100	423,700		51	245,400	265,000	304,100	330,300	367,800	422,400	
52	252,700	271,200	307,700	333,500	370,400	424,800		52	246,400	266,000	305,500	331,600	369,200	423,500	
53	253,300	272,100	309,100	334,900	371,900	426,000		53	247,100	267,100	306,900	333,100	370,700	424,700	
54	254,200	273,300	310,400	336,200	373,100	427,000		54	248,100	268,400	308,200	334,500	371,900	425,700	
55	255,200	274,400	311,700	337,500	374,200	428,100		55	249,100	269,700	309,600	335,900	373,000	426,800	
56	256,000	275,600	313,000	338,800	375,400	429,200		56	250,000	271,000	311,100	337,200	374,200	427,900	
57	256,700	276,800	313,800	339,700	376,500	430,300		57	250,700	272,400	311,900	338,100	375,300	429,000	
58	257,600	278,200	315,000	341,000	377,400	430,800		58	251,700	273,900	313,100	339,400	376,200	429,500	
59	258,200	279,500	316,200	342,200	378,500	431,400		59	252,300	275,300	314,300	340,600	377,300	430,100	
60	259,000	280,800	317,600	343,500	379,400	431,800		60	253,100	276,700	315,700	341,900	378,300	430,500	
61	259,700	282,100	318,700	344,500	380,000	432,400		61	253,900	278,000	316,800	343,000	378,900	431,100	
62	260,400	283,300	320,000	345,500	380,800	432,900		62	254,700	279,400	318,100	344,000	379,700	431,600	
63	261,100	284,400	321,200	346,600	381,600	433,300		63	255,500	280,800	319,400	345,200	380,500	432,000	
64	261,800	285,500	322,400	347,800	382,400	433,800		64	256,300	281,900	320,600	346,500	381,300	432,500	
65	262,400	286,500	323,700	348,900	383,100	434,400		65	257,000	283,000	322,000	347,600	382,000	433,200	
66	263,100	287,700	325,000	350,100	383,800	434,800		66	257,700	284,300	323,300	348,800	382,700	433,600	
67	263,800	288,900	326,200	351,300	384,600	435,100		67	258,600	285,600	324,600	350,000	383,500	433,900	
68	264,400	289,900	327,400	352,300	385,300	435,400		68	259,300	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200	
69	265,000	291,000	328,100	353,300	385,900	435,800		69	260,100	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600	
70	265,600	292,400	329,200	354,300	386,500			70	260,900	289,600	327,700	353,100	385,400		
71	266,400	293,700	330,300	355,400	387,200			71	261,800	291,100	328,800	354,200	386,100		
72	267,200	294,900	331,200	356,600	387,800			72	262,800	292,500	329,700	355,400	386,700		
73	268,400	295,900	332,300	357,400	388,500			73	264,100	293,500	331,000	356,200	387,400		
74	269,500	297,200	333,000	358,500	389,000			74	265,400	294,900	331,700	357,300	387,900		
75	270,500	298,400	334,200	359,600	389,700			75	266,500	296,100	332,900	358,400	388,600		
76	271,600	299,600	335,300	360,600	390,200			76	267,700	297,400	334,100	359,500	389,100		
77	272,500	301,000	336,400	361,300	390,600			77	268,600	298,900	335,200	360,200	389,500		
78	273,400	302,200	337,600	362,100	391,200			78	269,600	300,200	336,400	361,000	390,100		
79	274,300	303,400	338,700	362,900	391,700			79	270,800	301,400	337,500	361,800	390,600		
80	275,200	304,600	339,800	363,600	392,000			80	271,800	302,700	338,700	362,500	390,900		
81	276,000	305,100	340,900	364,200	392,300			81	272,700	303,200	339,800	363,100	391,200		
82	276,900	306,300	342,000	364,700	392,800			82	273,600	304,400	340,900	363,600	391,700		
83	277,800	307,400	343,000	365,300	393,200			83	274,600	305,500	341,900	364,200	392,100		
84	278,400	308,500	344,100	365,800	393,500			84	275,500	306,700	343,000	364,700	392,400		
85	279,100	309,600	345,100	366,400	393,800			85	276,300	307,800	344,000	365,300	392,700		
86	279,900	310,800	346,100	367,000	394,300			86	277,200	309,000	345,000	365,900	393,200		
87	280,600	312,100	347,000	367,600	394,800			87	278,100	310,300	345,900	366,500	393,700		
88	281,300	313,200	348,000	368,100	395,200			88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100		
89	282,100	314,300	348,900	368,500	395,500			89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400		
90	282,900	315,500	349,700	368,900	395,900			90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800		
91	283,700	316,700	350,500	369,500	396,400			91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300		
92	284,500	317,800	351,300	370,000	396,800			92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700		
93	285,300	318,600	351,900	370,300	397,200			93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100		
94	286,300	319,300	352,500	370,800	397,600			94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500		
95	287,200	320,000	353,200	371,200	398,100			95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000		
96	288,100	320,600	353,800	371,500	398,500			96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400		
97	288,700	321,100	354,200	372,100	398,900			97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800		
98	289,400	321,400	354,600	372,600	399,300			98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200		
99	290,000	322,100	355,100	373,100	399,800			99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700		
100	290,900	322,700	355,600	373,600	400,200			100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100		
101	291,700	323,100	356,100	374,200	400,700			101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600		
102	292,500	323,700	356,500	374,700	401,100			102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000		
103	293,300	324,300	357,000	375,200	401,600			103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500		
104	294,100	324,800	357,400	375,600	402,000			104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900		
105	294,700	325,200	357,700	376,200	402,400			105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300		
106	295,200	325,700	358,200	376,700				106	293,700	324,600	357,200	375,600			
107	295,700	326,200	358,600	377,200				107	294,200	325,100	357,600	376,100			
108	296,100	326,700	358,900	377,700				108	294,700	325,600	357,900	376,600			
109	296,300	327,100	359,400	378,400				109	294,900	326,000	358,400	377,300			
110	296,600	327,500	359,900	378,800				110	295,200	326,400	358,900	377,700			

改正後							改正前						
111	296,800	327,800	360,400	379,300			111	295,400	326,700	359,400	378,200		
112	297,100	328,100	360,900	379,800			112	295,800	327,000	359,900	378,700		
113	297,400	328,400	361,400	380,400			113	296,100	327,400	360,400	379,300		
114	297,600	328,800	361,900				114	296,300	327,800	360,900			
115	297,900	329,200	362,400				115	296,700	328,200	361,400			
116	298,100	329,500	362,800				116	297,000	328,500	361,800			
117	298,400	329,700	363,200				117	297,300	328,700	362,200			
118	298,700	330,000	363,600				118	297,600	329,000	362,600			
119	299,000	330,400	364,100				119	297,900	329,400	363,100			
120	299,400	330,600	364,600				120	298,400	329,600	363,600			
121	299,700	330,800	365,000				121	298,700	329,800	364,000			
122	300,100	331,100	365,500				122	299,100	330,100	364,500			
123	300,400	331,400	366,000				123	299,400	330,400	365,000			
124	300,800	331,700	366,500				124	299,800	330,700	365,500			
125	301,000	331,900	366,900				125	300,000	330,900	365,900			
126	301,200	332,200					126	300,200	331,200				
127	301,500	332,600					127	300,500	331,600				
128	301,900	332,800					128	300,900	331,800				
129	302,100	333,100					129	301,100	332,100				
130	302,400	333,300					130	301,400	332,300				
131	302,800	333,700					131	301,800	332,700				
132	303,200	333,900					132	302,200	332,900				
133	303,400	334,200					133	302,400	333,200				
134	303,700	334,600					134	302,700	333,600				
135	304,100	335,000					135	303,100	334,000				
136	304,400	335,400					136	303,400	334,400				
137	304,600	335,700					137	303,600	334,700				
138	304,900	336,100					138	303,900	335,100				
139	305,300	336,500					139	304,300	335,500				
140	305,600	336,900					140	304,600	335,900				
141	305,800	337,200					141	304,800	336,200				
142	306,200	337,600					142	305,200	336,600				
143	306,600	337,900					143	305,600	336,900				
144	306,900	338,300					144	305,900	337,300				
145	307,100	338,600					145	306,100	337,600				
146	307,300	339,000					146	306,300	338,000				
147	307,600	339,400					147	306,600	338,400				
148	308,000	339,800					148	307,000	338,800				
149	308,200	340,100					149	307,200	339,100				
150	308,400	340,500					150	307,400	339,500				
151	308,700	340,900					151	307,700	339,900				
152	309,000	341,300					152	308,000	340,300				
153	309,400	341,600					153	308,400	340,600				
154	309,600						154	308,600					
155	309,800						155	308,800					
156	310,100						156	309,100					
157	310,400						157	309,400					
158	310,800						158	309,800					
159	311,100						159	310,100					
160	311,400						160	310,400					
161	311,800						161	310,800					
162	312,100						162	311,100					
163	312,400						163	311,400					
164	312,700						164	311,700					
165	313,100						165	312,100					
166	313,400						166	312,400					
167	313,700						167	312,700					
168	314,000						168	313,000					
169	314,400						169	313,400					
定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

改正後							改正前							
短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
		238,200	258,700	266,000	276,200	292,700	330,200		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100
備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。							備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。							
別表第3 略							別表第3 略							
参考 略							参考 略							

【第2条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 令和5年12月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の68.75」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略 第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の3まで 略 第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の70」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第33条の4の2及び第33条の4の3 略 第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33</p>

改正後	改正前
<p>条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和5年条例第 号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>	<p>条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>

【第3条】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>令和5年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第17条まで 略 (育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条 育児休業法第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び奨励手当については、この限りでない。</p> <p>第19条及び第20条 略 (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第21条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び奨励手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p>	<p>○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和28年12月24日条例第51号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第17条まで 略 (育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条 育児休業法第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>第19条及び第20条 略 (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第21条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。 附 則 略</p>

【第4条】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>改正 略</p> <p>令和5年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第26条まで 略 (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第27条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和5年条例第 号) (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p>	<p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 平成19年3月30日条例第36号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条から第26条まで 略 (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第27条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>附 則 略</p>

【第5条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 令和5年12月 日条例第 号 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例																														
第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)	第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)																														
第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1に掲げる給料表を適用する。	第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1に掲げる給料表を適用する。																														
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。																														
3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。	3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。																														
4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。	4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。																														
5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。																														
第7条 略 (給与条例の適用除外等)	第7条 略 (給与条例の適用除外等)																														
第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。	第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。																														
2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の127.5</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の127.5	100分の175	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の165</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の122.5	100分の165
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の127.5	100分の175																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の122.5	100分の165																													
第9条及び第10条 略 附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) (施行期日等)	第9条及び第10条 略 附 則 略																														
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。																															
2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「改正後の給与条例」という。)第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定並びに第7条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等に																															

改正後	改正前																																
<p>関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 （令和5年4月1日前の異動者の号給の調整）</p> <p>3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給与の内払）</p> <p>4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第7条の規定による改正前の盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。 （委任）</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">379,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">476,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">613,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">716,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">837,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	号給	給料月額	1	379,000	2	426,000	3	476,000	4	538,000	5	613,000	6	716,000	7	837,000																
号給	給料月額																																
1	379,000																																
2	426,000																																
3	476,000																																
4	538,000																																
5	613,000																																
6	716,000																																
7	837,000																																
<p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">383,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">431,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">481,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">620,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">724,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">846,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	号給	給料月額	1	383,000	2	431,000	3	481,000	4	544,000	5	620,000	6	724,000	7	846,000	<p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">379,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">476,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">613,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">716,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">837,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	号給	給料月額	1	379,000	2	426,000	3	476,000	4	538,000	5	613,000	6	716,000	7	837,000
号給	給料月額																																
1	383,000																																
2	431,000																																
3	481,000																																
4	544,000																																
5	620,000																																
6	724,000																																
7	846,000																																
号給	給料月額																																
1	379,000																																
2	426,000																																
3	476,000																																
4	538,000																																
5	613,000																																
6	716,000																																
7	837,000																																

【第6条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和5年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の125</td> <td>100分の170</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略 附 則 略 附 則（令和5年条例第 号） （施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の125	100分の170	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の127.5</td> <td>100分の175</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略 附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の127.5	100分の175
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の125	100分の170																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の127.5	100分の175																													

【第7条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号</p>
<p>改正 略 令和5年12月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までに おいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任 用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基 準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を 「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、 又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。） についても、同様とする。</p>	<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までに おいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任 用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基 準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を 「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、 又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。） についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の132.5を乗じて得た額に、基 準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基 準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>	<p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>
<p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額と する。</p>	<p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額と する。</p>
<p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条から第28条まで 略</p>	<p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。 第20条から第28条まで 略</p>
<p>附 則 略 附 則 (令和5年条例第 号) (施行期日等)</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、 第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の 給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並 びに第5条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関 する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は 令和5年4月1日から、改正後の給与条例第33条の4第2項及び第3項並 びに第33条の5第2項の規定、改正後の任期付職員条例第8条第2項の規 定並びに第7条の規定による改正後の盛岡市会計年度任用職員の給与等 に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第19条第 2項の規定は同年12月1日から適用する。</p>	
<p>3 略 (給与の内払)</p>	
<p>4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用 職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の 盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定 による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に 基づいて支給された給与及び第7条の規定による改正前の盛岡市会計年度 任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それ ぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定 による給与及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払と みなす。</p>	
<p>(委任)</p>	
<p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長 が定める。</p>	

【第8条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号 改正 略</p>
<p>令和5年12月 日条例第 号</p>	
<p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (趣旨)</p>	<p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技労職員等」という。）である者を除く。第3条及び第19条から第24条までにおいて同じ。）の給料その他の給与及び費用弁償に関する事項並びに会計年度任用職員のうち技労職員等である者の給与の種類及び基準並びに費用弁償に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技労職員等」という。）である者を除く。第3条及び第19条から第23条までにおいて同じ。）の給料その他の給与及び費用弁償に関する事項並びに会計年度任用職員のうち技労職員等である者の給与の種類及び基準並びに費用弁償に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 略 (会計年度任用職員の給与)</p>	<p>第2条 略 (会計年度任用職員の給与)</p>
<p>第3条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）（技労職員等である者を除く。次条から第26条までにおいて同じ。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、同項第2号に掲げる職員（技労職員等である者を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p>	<p>第3条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）（技労職員等である者を除く。次条から第25条までにおいて同じ。）にあつては報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（技労職員等である者を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p>
<p>2 報酬は月額、日額又は時間額（1時間当たりの額をいう。）によるものとし、給料は月額又は日額によるものとする。</p>	<p>2 報酬は月額、日額又は時間額（1時間当たりの額をいう。）によるものとし、給料は月額又は日額によるものとする。</p>
<p>第4条から第16条まで 略 (フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)</p>	<p>第4条から第16条まで 略 (フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)</p>
<p>第17条 フルタイム会計年度任用職員に対する第3条第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給額については、給与条例適用職員の例によることとし、その支給方法については、規則で定める。</p>	<p>第17条 フルタイム会計年度任用職員に対する第3条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）の支給額については、給与条例適用職員の例によることとし、その支給方法については、規則で定める。</p>
<p>第18条 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>第18条 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>	<p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>
<p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p>	<p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p>
<p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第20条及び第21条 略 (会計年度任用職員の勤勉手当)</p>	<p>第20条及び第21条 略</p>
<p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様</p>	

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p> <p>4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法等）</p> <p>第23条 会計年度任用職員の月額給料及び月額報酬の支給方法並びに給与からの控除については、給与条例適用職員の例による。</p> <p>2 会計年度任用職員の給料及び報酬（前項に規定するものを除く。）の支給方法については、規則で定める。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第24条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第13条の規定の例による。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償）</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例適用職員であるとした場合において給与条例第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、その者に係る通勤の費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額については、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例によることとし、その支給方法については、規則で定める。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償）</p> <p>第26条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。</p> <p>（技労職員等の給与の種類及び基準）</p> <p>第27条 会計年度任用職員のうち技労職員等である者の給与の種類は、給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 前項の給与の基準は、職務の性質及び責任の度に基づき、かつ、他の会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>（技労職員等である者が職務のため旅行した場合の費用弁償）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員のうち技労職員等である者が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。</p> <p>（委任）</p> <p>第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和5年条例第 号）</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p>	<p>（会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法等）</p> <p>第22条 会計年度任用職員の月額給料及び月額報酬の支給方法並びに給与からの控除については、給与条例適用職員の例による。</p> <p>2 会計年度任用職員の給料及び報酬（前項に規定するものを除く。）の支給方法については、規則で定める。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第23条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第13条の規定の例による。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償）</p> <p>第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例適用職員であるとした場合において給与条例第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、その者に係る通勤の費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額については、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例によることとし、その支給方法については、規則で定める。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償）</p> <p>第25条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。</p> <p>（技労職員等の給与の種類及び基準）</p> <p>第26条 会計年度任用職員のうち技労職員等である者の給与の種類は、給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>2 前項の給与の基準は、職務の性質及び責任の度に基づき、かつ、他の会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。</p> <p>（技労職員等である者が職務のため旅行した場合の費用弁償）</p> <p>第27条 パートタイム会計年度任用職員のうち技労職員等である者が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。</p> <p>2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。</p> <p>（委任）</p> <p>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 216 号

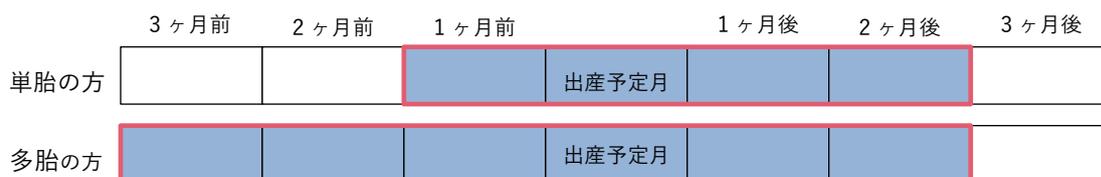
盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、子育て世帯のさらなる負担軽減、次世代育成支援などを進める観点から、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合において、当該納税義務者がすべき届出の手続を定めるとともに、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 出産被保険者に係る届出の手続を新たに定めるもの。
- (2) 出産する被保険者について、産前産後期間に相当する4ヶ月（多胎の場合は6ヶ月）分の所得割額及び被保険者均等割額を免除するもの。



3 対象者数等

- (1) 対象者数 30人（令和4年度の実績で試算）
- (2) 軽減額及び財源内訳（国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担）

軽減額	負担割合		負担額
621,636 円	国交付額	1/2	310,818 円
	県交付額	1/4	155,409 円
	市負担分	1/4	155,409 円

※市町村負担分に対しては地方交付税措置あり。

4 施行期日

令和6年1月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第7条まで 略</p> <p>(市税に係る申告又は報告義務の承継)</p> <p>第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。</p> <p>(1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第129条第1号並びに第146条の2の2第1項第1号及び第2号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産</p> <p>(3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分</p> <p>(4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日</p> <p>第7条の3から第146条の2まで 略</p> <p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第146条の2の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者(施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(3) 出産の予定日(施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。次項第1号及び第147条第3項第1号において同じ。)</p> <p>(4) 単体妊娠又は多胎妊娠の別</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</p> <p>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第146条の2の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。)である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。</p> <p>第146条の3から第146条の10まで 略</p>	<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第7条まで 略</p> <p>(市税に係る申告又は報告義務の承継)</p> <p>第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。</p> <p>(1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産</p> <p>(3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分</p> <p>(4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日</p> <p>第7条の3から第146条の2まで 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第146条の2の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第147条の2において同じ。)である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、当該書類を提示しなければならない。</p> <p>第146条の3から第146条の10まで 略</p>

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同項第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同項第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円</p>

改正後	改正前
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 （イ） 特定世帯 1世帯について 1,775円 （ウ） 特定継続世帯 1世帯について 2,663円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p> <p>（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 （イ） 特定世帯 1世帯について 2,390円 （ウ） 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 （イ） 特定世帯 1世帯について 710円 （ウ） 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円 イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円 ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p> <p>（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円 （イ） 特定世帯 1世帯について 1,775円 （ウ） 特定継続世帯 1世帯について 2,663円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p> <p>（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 （イ） 特定世帯 1世帯について 2,390円 （ウ） 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 （イ） 特定世帯 1世帯について 710円 （ウ） 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円 イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円 ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p> <p>（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について</p>

改正後	改正前
<p>930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>	<p>930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>
<p>3 保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第1項第1号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第1項第2号の規定により算定した基礎課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第2項第1号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第2項第2号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号ウ、第2号ウ又は第3号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第140条及び第142条第3項第1号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第142条第3項第2号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額（第1項の規定により同項第1号オ、第2号オ又は第3号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則 略</p>
<p>第147条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和5年条例第 号）</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	